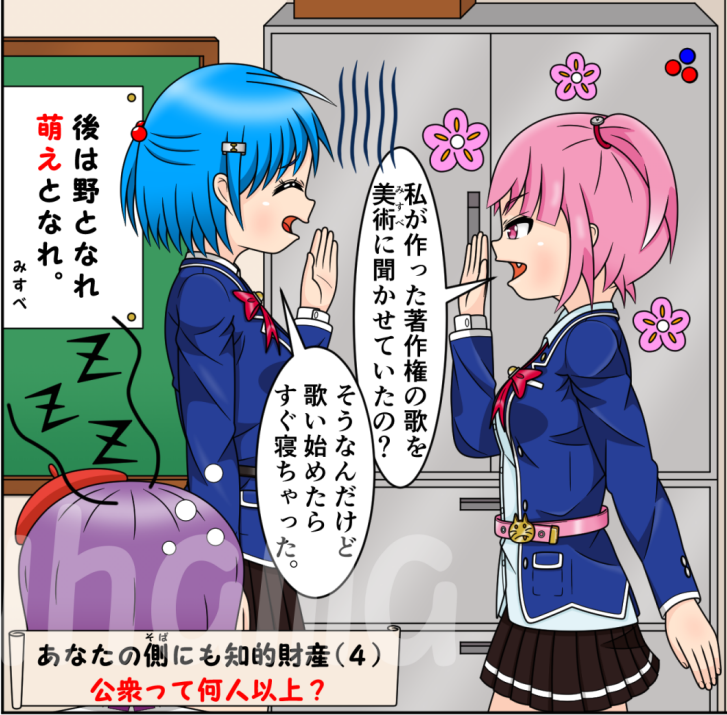




そうね。

「公」に歌うのなら「演奏権」著作権法22条が働くわ。

ところで、他人が私の曲を歌うときは私の許可が必要よね。

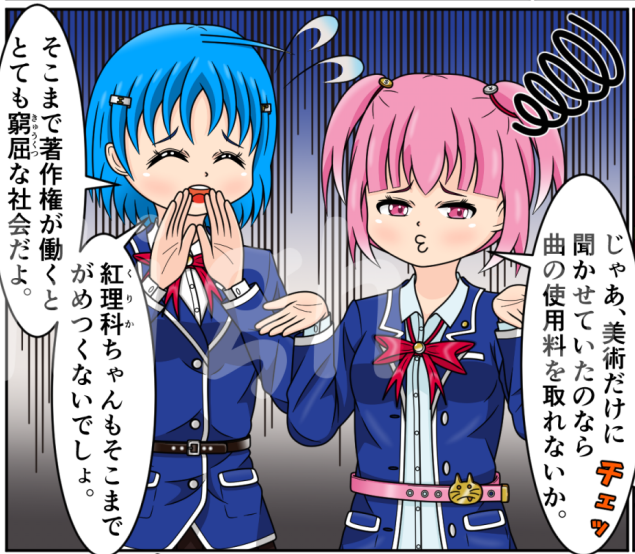


後は野となれ 萌えとなれ。 みすべ

私が作った著作権の歌を美術に聞かせていたの？

そうなんだけど歌い始めたらすぐ寝ちゃった。

あなたの側にも知的財産(4) 公衆って何人以上？



そこまで著作権が働くととても窮屈な社会だよ。 紅理科ちゃんもそこまでがめつくさないでしょ。

じゃあ、美術だけに「著作権」聞かせていたのなら「著作権」の使用料を取れないか。



Love & Copyright

公ってたくさんの人とか不特定の人って意味かしら？

そのとおり。他人の曲をコンサートで歌うなら許可をもらわないとね。 美術ちゃんがこんなだったら耐えられないわ。

みっちり……



私も含めてこれで3人よ。 まだ少ない？

そんなに曲の使用料が欲しいのかな？

念仏みだいなのが聞こえて来たぞ。 「文化の発展を」とか怖すぎだぜ。



だから「公衆」に対して歌うときに演奏権が働くとされているわけね。 まあ何人以上なら一律に公衆ってわけじゃないんだけど。

ドタドタドタガチャッ！